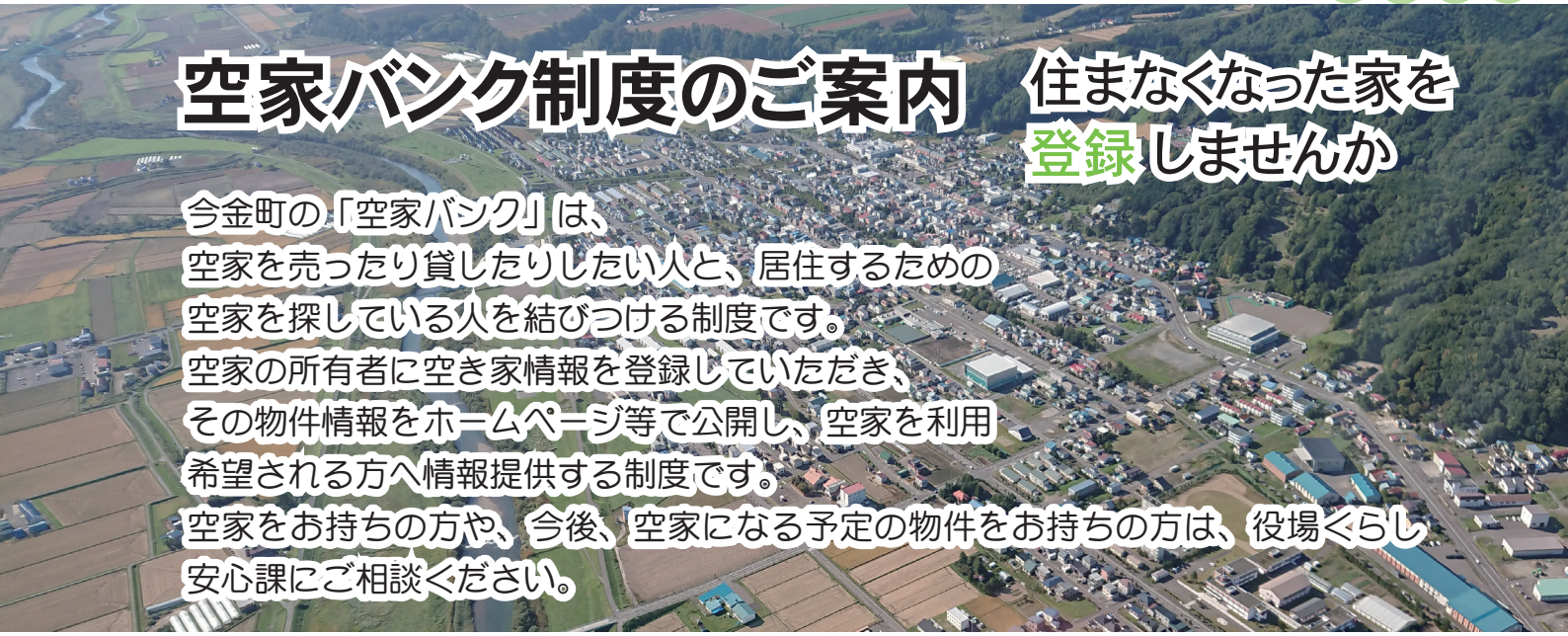

空家バンク制度のご案内　住まなくなった家を登録しませんか

今金町の「空家バンク」は、
空家を売ったり貸したりしたい人と、居住するための
空家を探している人を結びつける制度です。
空家の所有者に空き家情報を登録していただき、
その物件情報をホームページ等で公開し、空家を利用
希望される方へ情報提供する制度です。
空家をお持ちの方や、今後、空家になる予定の物件をお持ちの方は、役場くらし安心課にご相談ください。

空家バンクへの登録と利用の流れ

空家所有者

空家を売りたい人
貸したい人

①空家情報の提供・登録
※所定の書類を町に提出

②利用希望者の情報を連絡

※注意）所有権移転登記を行っていない物件や未登記物件または抵当権が設定されている物件は、登録できない場合があります。

⇒ ①空家情報の提供・登録
⇐ ②利用希望者の情報を連絡

今金町 空家バンク（くらし安心課）

⇐ ①物件情報の閲覧
⇐ ②利用登録・申込み
⇒ ③所有者等の情報を連絡

利用希望者

空家の利用を希望する人

①物件情報の閲覧
※町ＨＰで閲覧できます。

②利用登録・申込み
※希望の物件がありましたら申込みします。

③所有者等の情報を連絡
※申込み受付後に、希望物件の所有者情報をご連絡します。

⇐ **当事者同士で交渉・契約** ⇒
※町では交渉に関しての仲介行為は行いません。

【問合せ】くらし安心課 情報化グループ　☎ 82-0111

空家に関する補助制度	
空家住宅リフォーム助成事業	□対象経費：空家住宅のリフォームに要する経費 □補 助 額：対象工事費の 20％（※上限 30 万円） □要 件 等：空家住宅を取得又は借受けた方で、当該住宅に３年以上居住を予定している方。 また、町内業者が施工すること。
空家等除却支援事業	□対象経費：空家住宅等の除却に要する経費 □補 助 額：対象工事費の 20％（※上限 30 万円） □要 件 等：空家住宅等の所有者の方で、不良住宅であり当該住宅等の全てを除却すること。 また、町内業者が施工すること。

あなたの「気づき」で救えるいのち
悩みを抱える人への接し方

いのち 支える

今金町いのちを支える自殺対策計画

知っておきたい自殺問題

日本の年間自殺者は約２万人におよび、今金町でも起きています。
その背景には、病気や障害の健康問題、多重債務等の経済問題、職場や家庭の問題等、様々な要因が複合的に絡み合っており、自殺は、心理的に追い込まれてしまった末の死と言えます。

「死にたい」と考えている人自身も、「生きたい」という本心との間で揺れ動いており、自殺へと追い込まれていく中で、救いの手を求める言葉や行為が「サイン」として周囲に発信されていることが多く、周囲の人がその「サイン」に気づき、話に耳を傾け、医療や相談機関につなげることが予防に繋がります。

具体的な接し方について

自殺の心配がある人には、「サイン」に“気づき”“声掛け”を行う。寄り添うように“話を聴き”、“必要な支援に“つなぎ”、その後“見守る”といった接し方があります。

①“気づき”～みなさんの周りに気になる人はいませんか？～

自殺に傾いている人は何らかのサインを出しています。些細な変化に気づくことが重要です。

気になる様子の例：体調不良や不眠を訴えるようになった、死をほのめかす、投げやりな態度をとる、交流を避けるようになった、遅刻や欠勤が増えた、食欲がない、飲酒量が増えた等

②“声掛け”～あなたを心配しているという気持ちを伝えましょう～



勇気ある声掛けが、相手に悩みを打ち明けるきっかけを与えます。

声掛けの例：「悩みがあるなら相談してね。」「元気がないけど無理してない？」「何か力になれることない？」「大丈夫疲れてない？」等

③“話を聴く（傾聴）”～相手の気持ちに寄り添いましょう～



これまでの苦労をねぎらい、安心して話せる雰囲気を作りましょう。

声掛けの例：「話してくれてありがとう。」「つらかったね。大変だったね。」等

④“つなぐ”～安心して受診や相談ができるように促しましょう～

相手の意思を尊重し、適切な支援につなぐためのサポートに協力しましょう。

声掛けの例：「こんな相談先もあるけどどうかな？」「心細いなら一緒に行かない？」等

※相談先は、下記または「自殺予防ホットライン相談機関」（町ホームページ）をご参照ください。

⑤“見守り”～専門家につないだ後も見守りましょう～

いつまでもそばにいることを伝えることで、あなたの見守りを感じて安心感を得ることができます。

声掛けの例：「これからもいつでも相談して」「無理せず自分のペースでね」等

【相談窓口】　保健福祉課　健康づくりグループ　☎82-2780（記事に関する問合せはこちらへ）
八雲保健所　健康推進課　健康支援係　☎0137-63-2168

※八雲保健所では、精神保健相談（専門医の相談）を実施しております。ご希望の方は八雲保健所までご連絡ください。